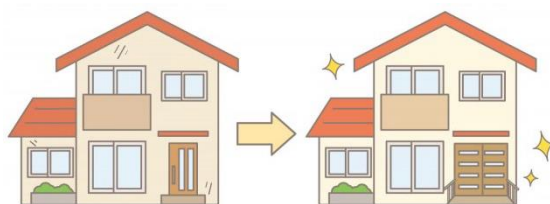


今年もやります！深浦町住環境リフォーム推進事業！ (令和8年4月1日受付開始)

個人住宅の居住環境の質の向上を目的として、町内建設業者等の施工による既存住宅の居住性・耐久性・耐震性の向上など安全・安心で快適な生活を営めるような住環境リフォーム工事を行う町民の方を支援します。



町補助額	リフォーム工事※1 ※工事費50万円（税込）以上から	下水道接続工事※2 ※工事費10万円（税込）以上から
補助率（工事費の）	10%	工事に要した費用の額
補助限度額（最大）	20万円まで	30万円まで
	リフォーム工事と下水道接続工事の併用で最大50万円まで ※併用の場合は工事費10万円（税込）以上からが対象となります。	

※1 別表に掲げる住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるための工事。

※2 生活雑排水集合処理区域（岩崎・沢辺地区〔特定環境保全公共下水道〕及び大間越・黒崎・田野沢・北金ヶ沢・関地区〔漁業集落排水〕）において、これまでの排水設備（くみ取り式トイレや浄化槽）から下水道に切り換える工事及びトイレの水洗化とそれに伴うトイレ内装等の改修工事。

＜補助対象者＞

次のいずれにも該当する方

1. 町内に住所を有する者（住民基本台帳法に基づき住民票に記載されている者をいう）又は、実績報告までに町内に転入し、住所登録する者
2. 住環境リフォーム工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。ただし、当該工事を行う住宅の所有者が、対象者の親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の場合は所有者と同等とみなす。
3. 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。

上記に加え、次のいずれかに該当する方

1. 過去にこの事業及びリフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない者
2. 過去にリフォーム支援事業による補助金の交付を受け、下水道接続工事による補助金を受けようとする者
3. この事業又はリフォーム支援事業による補助金を受けた年度から10年度を経過した者

＜補助対象住宅＞

個人住宅で次のいずれにも該当する住宅

1. 町内に存する個人住宅であり、本人又はその家族が居住している住宅であること。
2. 居住用及び業務用に併用している住宅であること。ただし、別荘は除く。

＜補助対象工事＞

次の各号の全てを満たす工事とする。

1. リフォーム工事に要する費用（消費税相当額含む）50万円以上又は、下水道接続工事に要する費用が10万円（消費税相当額含む）以上であること。下水道接続工事とリフォーム工事を併せて行う場合は、10万円（消費税相当額含む）以上であること。
2. 工事着工時において、建築後1年を経過していること。
3. 住宅部分と非住宅部分併せて工事を行ったときは、住宅部分の床面積を住居部分及び非住居部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォーム工事に要した費用の額を乗じて算出するものとする。

4. 当該リフォーム工事を行う者は、深浦町内に住所を有する法人及び個人業者で、町税を完納していること。
5. 完了実績報告書の提出ができる工事であること。

ただし、次に掲げる工事については、補助対象外とする

- ① 公共工事の施工に伴う補償費となる工事
- ② 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く）
- ③ 補助金の交付が適当でないと認められる工事及び工事費用

《補助率・補助限度額》

1. リフォーム工事に要する費用の10％に相当する額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。
2. 下水道接続工事に要する費用の額（ただし千円未満は切り捨て）とし、補助金の額が30万円を超える場合は30万円を限度とする。ただし、過去にリフォーム支援事業による補助金の交付を受けた対象者で、その交付から10年度を経過していない者が下水道接続工事の補助金の交付を受けようとするときの補助金の限度額は、リフォーム支援事業により交付を受けた補助金の額を50万円から減じた額と30万円のいずれか低い額とする。
3. 上記工事を併せて行う場合、それぞれの補助金を加算した額とし50万円を限度とする。

☆受付期間☆

令和8年4月1日(水)～令和8年10月30日(金)

※申請受付は、予算上限になり次第締切りますので、申請前にお問い合わせください。

別表【深浦町住環境リフォーム推進事業 リフォーム工事補助対象工事一覧】

NO	対象	対象工事の内容	備考
1	○	屋根の葺き替え、塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替などの内装工事	下水道接続工事に伴うトイレ内装改修を除く
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	バリアフリー改修（手摺、段差解消、廊下拡幅）	
8	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	下水道接続工事に伴うトイレの水回り改修及びその他排水管接続工事を除く
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	車庫・物置の設置及び増改築（別棟の場合も含む）	住宅用に限る
13	△	室内カーテンの取付、取替（カーテンレール含む）	内装工事と一体のみ
14	△	住宅の解体工事のみ（全部、一部）	リフォーム工事が伴えば可
15	○	住宅用太陽光発電システムの設置	
16	○	給湯設備機器の設置	
17	×	電話やインターネットの配線工事	
18	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構	
19	○	その他町長が認める工事	

※上記はこれまでの実績に基づく一例です。詳しくは、建設水道課までお問い合わせください。

■問合せ 建設水道課 TEL 74-4413